

滋賀県土木交通部電子検査マニュアル (本編)

令和4年6月

滋賀県土木交通部電子検査マニュアルは、「滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編]」(以下「ガイドライン」という。)から、電子検査の実施にあたり必要となる規程事項等を抽出・要約するとともに、ソフトウェアの使用方法を示したものであり、「電子検査」を、より円滑に活用するため、受発注者双方に向けて作成したものです。

1 総則

(1) 電子検査とは

○電子的に作成した書類の全てまたは一部をパソコン等の電子的な手段を用いて検査を行うもの。

※電子検査とは、全ての書類において電子的な手段を用いた検査に限定するものではない。

(2) 目的

○受注者：書類の二重作成(紙+電子)防止による業務の効率化 等

○発注者：紙書類の削減による書類整理・保管に係る手間の削減 等

(3) 対象工事および検査

○原則、全ての土木交通部発注工事(建築を除く)

○中間検査、出来形検査および完了検査

(4) 対象書類

○滋賀県建設工事検査要領(以下「検査要領」という。)に基づく説明資料(工事打合せ簿、工事写真、材料購入伝票、工事日報 等)のうち、検査(準備を含む)において電子化により効率化につながるもの。

※電子検査を行うことが効率化につながらない書類(元データが紙である書類、データが大きく円滑に提示できない書類 等)は、紙書類により検査を行うこと。

2 検査方法

(1) 事前準備(着手時)

○受発注者は、検査方法(電子検査の実施の有無、対象書類、機器の準備 等)について、ガイドラインの「事前協議チェックシート(土木工事用)」を利用し、事前協議を行う。

(2) 事前準備（検査前）

○受発注者は、検査方法について、ガイドラインの「検査前協議チェックシート」を利用し、詳細を決定する。

※「事前協議チェックシート」において紙検査を選択していた工事・書類についても、「検査前協議チェックシート」で電子検査に変更し、実施することができる。

○受注者は、電子検査の対象書類を検査用端末に保存する。

※「工事管理情報システム」を利用して電子的に交換・共有した工事帳票は「工事監理官操作マニュアル（抜粋）」を参考に保存すること。

○受発注者は、対象書類の内容が発注者の仕様や受発注者間の協議のとおり作成されていることをデータの閲覧や全文検索により確認する。

(3) 検査方法

○電子検査に必要な機器の準備および書類の検索・表示を行うための機器の操作は、原則として受注者が行う。

※検査職員から指定された書類・写真は、円滑に提示するように努めること。

○工事写真は、検査用端末に保存し、適切に閲覧できる工事写真管理ソフト等を利用して表示する。

(4) 留意事項

○検査要領に基づく検査時提出資料は、紙書類で準備すること。

○電子検査の対象外とした書類は、紙書類を準備すること。

○電子検査の対象とした書類は、原則として紙書類を準備しないこと。

○電子検査の対象とした書類の紙書類を準備することは、成績評定に影響しない（加点到に繋がらない）。

○滋賀県の備品を検査に使用する場合は、事前準備および操作は必ず発注者が行うこと。